

# 相談支援専門員の要件

## ①実務経験

障がい児者等の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における相談支援業務・直接支援業務等  
(3～10年)



## ②研修

以下のイ又はロの相談支援従事者初任者研修等を修了していること

- イ 相談支援従事者初任者研修  
(31.5時間、大阪府では5日課程として実施)  
(平成18年4月1日以降に実施されたもの)
- ロ 障がい者ケアマネジメント従事者研修  
(都道府県又は指定都市が実施)  
(平成18年9月30日までに実施されたもの)



初任者研修の「障害者自立支援法の概要及び相談支援事業従事者の役割に関する講義」のみを行う研修  
(6.5時間、大阪府では1日課程)  
(平成18年10月1日から平成24年3月31日までに実施されたもの)

さらに

初任者研修を修了した翌年度を初年度とする5年度ごとの各年度末日までに、相談支援従事者現任研修を修了していること



**相談支援専門員**  
として配置

### 【相談支援専門員について定めている法令】

「指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成24年3月30日厚生労働省告示第225号)

「指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成24年3月30日厚生労働省告示第226号)

「指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成24年3月30日厚生労働省告示第227号)

# 相談支援従事者現任研修受講のイメージ

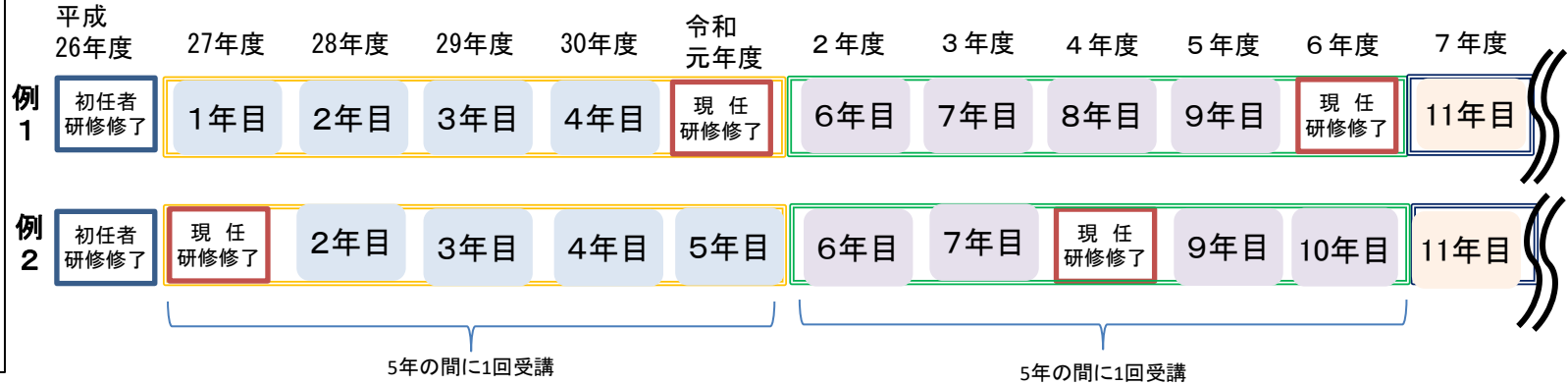
相談支援従事者現任研修は、相談支援従事者初任者研修（5日・7日課程）又は相談支援従事者初任者研修（1日課程）を修了した翌年度を初年度とする5年度ごとの各年度末日までに、修了する必要があります（1日課程については、障がい者ケアマネジメント従事者養成研修修了者に限ります）。

例えば、平成26年度に、相談支援従事者初任者研修（5日課程）又は相談支援従事者初任者研修（1日課程）を修了した方で、令和2年度から令和6年度までの間において、相談支援専門員として従事するためには、平成27年度から令和元年度までの間に相談支援従事者現任研修を修了している必要があります。令和元年度までに現任研修を修了していなかった場合は、改めて初任者研修を修了しなければなりません。

なお、令和2年度から、相談支援に関する一定の実務経験の要件が必要となりました。初めての現任研修の受講にあたっては、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること、2回目以降の現任研修では、「過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること」又は「相談支援業務に従事していること」が受講要件になります。ただし、経過措置により、令和2年4月1日より前5年間の旧カリキュラム（現任研修、主任研修、初任者研修）の研修修了者は、初回の受講時は要件を求めません。

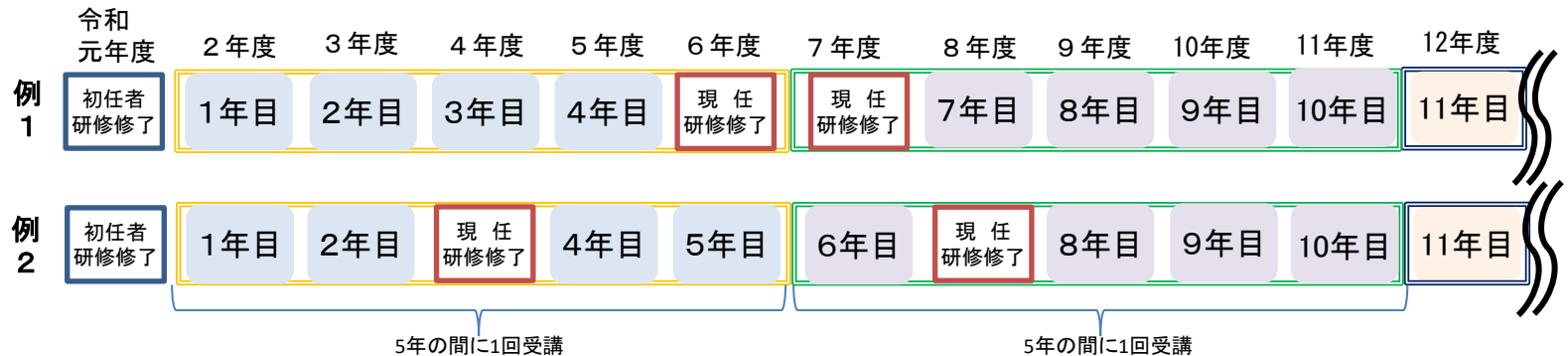
平成26年度初任者研修修了者の場合

## 【現任研修受講例】



令和元年度初任者研修修了者の場合

## 【現任研修受講例】



※平成26年度初任者研修修了者のうち2回目の現任研修を修了していない方、令和元年度初任者研修修了者のうち1回目の現任研修を修了していない方は、令和6年度中に現任研修を修了しなければ従事要件をみたさなくなります。

※主任相談支援専門員研修を修了した場合は、現任研修を修了したものとみなされます。